

令和2年5月25日

4年生・5年生
専攻科生
保護者 各位

大島商船高等専門学校
学生課学生係

学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための
『学生支援緊急給付金』）について（ご案内）

このたび、学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）制度の受付が開始されました。給付を希望される方は、下記の要領をご参考に、必要書類を大島商船高等専門学校学生課学生係へ提出ください。

記

- 対象者 第4学年・第5学年及び専攻科学生（留学生も含む。）で、
原則として、家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っており、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大幅に減少し、学費等の支出が困難であること。
- ※以下の①～⑥を満たすこと。（留学生は①～⑤，⑦）
- ①家庭から多額の仕送りを受けていないこと。
 - ②原則として自宅外で生活をしていること。
※寮生は自宅外として取り扱います。その場合の証明書類は不要です。
 - ③生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
 - ④家庭の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと
 - ⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少したこと
 - ⑥既存の支援制度のうち以下の条件のいずれかを満たすこと
 - 1) 修学支援新制度の第Ⅰ区分の受給者
 - 2) 修学支援新制度の第Ⅱ・Ⅲ区分の受給者で第1種奨学金を限度額まで利用している者（利用予定も含む）
 - 3) 新制度に申し込みをしている者（申し込み予定も含む）で、第1種奨学金を限度額まで利用している者（利用予定も含む）
 - 4) 新制度の対象外であって、第1種奨学金を限度額まで利用している者（利

用予定も含む)

5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者

⑦留学生等については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加え、以下の要件を満たすこと。

- 1) 学業成績が優秀な者（前年度の成績評価係数が2.30）
- 2) 1か月の出席率が8割以上であること
- 3) 仕送りが平均金額90,000円以下であること（入学金・授業料免除は含まない）
- 4) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること

*詳しくは、別紙「(「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き(学生・生徒用))」をご覧ください。

- 支給額 住民税非課税世帯の学生：20万円
上記以外の学生：10万円
- 提出書類 様式1「学生支援緊急給付金申請書」
様式2「学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書」
その他必要な書類（※申請の手引きを確認ください。）
- 提出方法 上記提出書類（様式1および様式2，その他必要な書類）を，令和2年6月12日（金）までに，大島商船高等専門学校学生課学生係まで，郵送で提出願います。
- その他 学校ごとに推薦枠があるため，支給条件を満たす全ての学生を推薦できるわけではありませので，ご留意ください。
本校ホームページのお知らせに本給付金の最新情報を掲載しています。締切後，第2回目の募集が予定されていますが，こちらは郵送での案内はしませので，随時ホームページをご確認ください。

【本件連絡先】

〒742-2193

山口県大島郡周防大島町

大字小松 1091-1

大島商船高等専門学校

学生課学生係

TEL 0820-74-5460